

みやぎの施設園芸PR動画DVD制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

みやぎの施設園芸PR動画DVD制作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月1日(金)まで

3 委託業務の目的

県内の先進的な施設園芸（次世代施設園芸）における取組事例と、県の実施する施設園芸に関する研修会等の支援活動や施設整備に対する各種支援制度を具体的に映像で紹介することにより、施設園芸の規模拡大や設備の新規導入を検討する経営体に対して効果的な訴求を図る。

また、展示・商談会や企業訪問等に活用することにより、本県への施設園芸での参入を検討している企業へのPR手段の一助とする。

4 業務内容

下記2種類の動画の制作、編集に関すること。

(1) 「宮城県内の施設園芸の取組」に関するPR動画（15分程度）

- ア 先進的な施設園芸（次世代施設園芸）に取り組む経営体の取材（3経営体以上）
- イ 空撮による大規模園芸施設の紹介（5経営体以上）
- ウ 県の実施する施設園芸支援活動（試験場の取組、研修会、各種支援制度など）の紹介
- エ その他、本県施設園芸の魅力発信に関すること

(2) (1)の内容をPR用に編集したダイジェスト版動画（5分程度）

さらに、制作に当たっては、次の内容を踏まえること。

- (3) 取材及び編集時に不足する写真及びデータは、発注者から提供する。
- (4) 構成については、発注者と協議して決定する。
- (5) 県内施設園芸における取組をわかりやすく紹介した内容とすること。

5 成果品

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (1) 本業務に関する実績報告書（A4カラー刷り） | 1部 |
| (2) 業務完了報告書(発注者が指定する様式) | 1部 |
| (3) DVD（本編及びダイジェスト版を併せて収録） | 500部 |
| (4) mp4の動画データ（宮城県広報課YouTubeアカウントに掲載用） | 1個 |

6 注意事項

- (1) 受注者は、業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう万全の注意を払うものとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。
- (3) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
なお、委託期間終了後においても同様とする。
- (4) 本業務による成果品及び制作過程で撮影した素材画像及び動画の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (5) 成果品及び制作過程で撮影した素材画像及び動画について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) 受注者は、成果品のいかなる部分も、第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
なお、委託期間終了後においても同様とする。
- (7) 受注者は、本仕様書にあらかじめ定められた業務を除き、業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上、決定する。
- (8) 受注者は、本仕様書の内容に伴う書類、帳簿及び会計に関する諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存するものとする。
- (9) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、委託金の一部又は全額を返還させることができるものとする。
- (10) 受注者は、この委託業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整の上、実施するものとする。
- (11) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議するものとする。
- (12) 本仕様書の定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、決定する。